

## 「所有者の所在の把握が難しい土地の探索・利活用のためのガイドライン」 に係る出版許可について

標記については、以下の条件を全て満たす場合において、出版許可をする。

1. 国土交通行政施策の推進、普及又は啓発に寄与することを目的とした印刷・出版であること
2. 本ガイドラインの内容及び趣旨を変更しないこと（ただしレイアウト等の変更は可）
3. 出版前に、予め出版物の内容全部について、国土交通省へ届け出を行うこと
4. 3. において国土交通省より修正等の指示がなされた場合、それに従うこと
5. 国土交通行政の内容を含む出版物として、不適切なものでないこと

なお、出版を希望される場合は、事前に「著作物の出版許可申請書」（様式）を国土交通省担当官へ提出すること。